

伊豆市監査委員 告示第4号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、監査の結果を次のとおり公表する。

平成24年11月28日

伊豆市代表監査委員 宮内 知秋

記

1. 監査の期日 平成24年11月19日（月）

2. 監査の対象 市民環境部市民課、税務課、環境衛生課、清掃センター

3. 監査の方法

提出された監査資料等に基づき、各担当課の説明を受けた後、事情聴取並びに、関係書類の審査を行った。

4. 監査の結果

監査を実施した範囲においては、関係法令等に準拠して執行されており、特に指摘事項はありません。

5. 監査の概要・意見

対象部課の監査結果の概要及び意見は、次のとおりです。

① 市民環境部 市民課

市民窓口関係業務については、行政の顔であるとの意識で、今後とも、さらに正確かつ迅速、親切、丁寧な対応をしていただきたい。

また、レセプトの点検に関しては、より一層の点検効果を上げていただきたい。

なお、特定健診に関しては、年齢別や男女別の健診率をチェックした上で対策を講じていただきたい。また、高額療養費の疾患別ベスト5などを表示し、対策を講じるとともに、健康増進課と協力して効果的な運営を図っていただきたい。

② 市民環境部 税務課

固定資産税の基礎資料作成については、平成24年度の評価替えに向けた前年度からの作業の流れを確認できた。

税の滞納整理については、前年度実績を上回る成果を上げるよう強力に推進していただくとともに、個人市民税特別徴収分の滞納については、100社に及ぶ事業所が該当していることから、強化月間等を有効活用し、解消に向けて努力していただきたい。

なお、電話による催告業務については、担当者でフォローし合いながら、さらに事業推進をしていただきたい。また、静岡地方税滞納整理機構を最大限に活用し、滞納問題の減少に努力をされるようお願いしたい。

### ③ 市民環境部 環境衛生課

新し尿処理施設の建設については、総合評価落札方式が採用され、技術提案公募要領に基づき、副市長他外部委員 5 名による審査委員会にて業者選定作業が進められている。この選定の過程を公表する必要がある場合には、市民に分かりやすく公表していただきたい。

また、広域廃棄物処理施設整備に関しては、生活環境影響調査を基に地元説明会を実施し、住民の理解が得られるよう事業を進められたい。

### ④ 市民環境部 清掃センター

焼却処理施設改良工事に関しては、工事中の安全確保と、休止期間の代替焼却処理の安全確保に努めていただきたい。完成後は、新たな施設を有効活用するとともに、ごみ減量化の推進に努めていただきたい。